彦根市いじめ防止基本方針

令和７年４月１日

目　次

はじめに 1
Ⅰ　いじめ防止等のための対策の基本的な方向 1
　1　いじめの定義 1
　2　いじめの理解 3
　3　いじめの防止等に関する基本的考え方 3
　　(1) いじめの未然防止 3
　　(2) いじめの早期発見 4
　　(3) いじめへの対処 4
　　(4) 地域や家庭との連携 5
　　(5) 関係機関との連携 5
Ⅱ いじめ防止等のために市が実施する施策 5
　1　組織の設置 5
　　(1) いじめ問題対策連絡協議会（法第１４条関係） 5
　　(2) いじめ問題調査委員会（法第１４条・第２８条関係） 5
　2　いじめ防止等のための施策 6
　　(1)いじめの防止 6
　　(2) いじめの早期発見および対処 7
Ⅲ　いじめ防止等のために学校が実施する施策 8
　1　学校いじめ防止基本方針の策定（法第１３条関係） 8
　2　いじめの防止等の対策のための組織（法第２２条関係） 8
　3　学校におけるいじめの防止等に関する措置 9
　　(1) いじめの防止 9
　　(2) 早期発見 9
　　(3) いじめへの対処 10
Ⅳ　重大事態への対処（法第２８条関係） 10
　1　重大事態の意味 10
　2　重大事態の報告 11
　3　調査の趣旨および調査主体について 11
　4　調査を行うための組織 11
　5　事実関係を明確にするための調査の実施 11
　　(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合 12
　　(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 12
　　(3) その他留意事項 13
　6　調査結果の提供および報告 13
　　(1) いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任 13
　　(2) 調査結果の報告 14
Ⅴ　その他 14
　1　施策の点検評価、基本方針の見直し 14
　　(1) 点検評価 14
　　(2) 基本方針の見直し 14
　2　その他 14

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本市では、平成２５年４月に学校教育課内に「学校支援室」を新設するとともに、「いじめ相談ほっとライン」を設置し、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者等の相談に対応してきた。また、同年７月には、市内小中学校の児童生徒を対象にした調査を実施し、生活習慣や家庭環境といじめに対する意識やいじめの実態との関わりについて分析と考察を行っている。

その後、平成２９年１０月に「学校支援・いじめ対策室」へと改称、さらに令和２年４月に人権尊重の理念のもとで人権教育、特別支援教育、生徒指導、外国人児童生徒支援等の一層の推進を目指し、学校支援・人権・いじめ対策課が設置された。

これらのことから、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、誰もが加害者にも被害者にもなりうる状況でありながらも、いじめの認知がされにくくなっていること、また、自己肯定感や達成感、保護者をはじめとする大人への信頼感や安心感がいじめを防止する鍵であることなどが明らかになってきた。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とし、社会全体で、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

そのため、本市では、学校・家庭・地域が一体となり、いじめ防止等の対策をより総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法(平成２５年法律第７１号 。以下「法」という。）第１２条に基づき「彦根市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

Ⅰ　いじめ防止等のための対策の基本的な方向

１　いじめの定義

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（法第２条第１項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当する

か否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認しなければならない。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた当該児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

これらの「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察と連携した対応を取らなければならない。

２　いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等（インターネットを通じて行われるものを含む。）の「暴力をともなわないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

また、いじめは、被害・加害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を含めた四層構造（大阪市立大学名誉教授　森田洋司氏の理論による。）の中で発生する。この四層構造には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性など）が影響する。さらに、いじめは、もともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しいことから、学校・家庭・地域が常に連携して見守っていくことや、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成していくことが重要である。

３　いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校における組織的かつ迅速な対応によりいじめを解消することが重要である。

そのため、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の一つと認識し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、社会総がかりで取り組むため、関係機関や地域と積極的に連携することが大切である。

いじめ防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。その際、児童生徒を尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の気持ちを理解しながら、その思いを聞き出すまで関わっていくことが重要である。

また、いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童生徒自身による主体的な活動が重要である。あわせて、児童生徒自身の力でいじめの問題を解決できるよう支援していくことも重要である。

(1) いじめの未然防止

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されな

い」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性の理解を促し、児童生徒の豊かな情操や規範意識、道徳心をはじめ、自尊感情や人を思いやる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、児童生徒の自主的な活動による居心地の良い学級・学校づくりはもとより、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、速やかに、法第２２条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において適切な対処をすることが必要である。　この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携し、適切な支援をすることや、家庭と教育委員会への報告・連絡を行うなど、関係機関と緊密な連携を図ることが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応が必要である。

また、「いじめが解消している状態」とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、「いじめ解消」の２つの要件（後述：Ⅲ３（３）いじめへの対応参照）の明確化を図り、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携することが必要なことから、ＰＴＡや彦根市民生委員児童委員協議会連合会、学区青少年育成協議会などの地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域や家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域学校協働本部を始めとした学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する取組の推進に努める。

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校のみでは適切な対応が困難な場合などには、関係機関（警察、子ども家庭相談センター（児童相談所）、彦根市こども若者支援課、障害福祉課、社会福祉課等）との適切な連携が必要であり、警察や子ども家庭相談センター等との適切な連携を図るため、平素から、学校と教育委員会と関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など関係機関との情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施にあたり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ることや、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、平素から学校や学校の設置者との情報共有や関係機関による取組と連携することが大切である。

Ⅱ いじめ防止等のために市が実施する施策

１　組織の設置

(1) いじめ問題対策連絡協議会（法第１４条関係）

いじめの防止等に関する施策の適切な実施および評価を行い、関係する機関および団体との連携を図るため、法第１４条第１項の規定に基づき、条例により、市立学校、滋賀県彦根子ども家庭相談センター、大津地方法務局彦根支局、滋賀県彦根警察署、彦根市長、彦根市教育委員会等の機関および団体により構成される「彦根市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(2) いじめ問題調査委員会（法第１４条・第２８条関係）

いじめ事案や重大事態について当事者間の関係の調整および調査を行うため、法第１４条第３項および法第２８条第１項の規定に基づき、条例により、教育委員会に「彦根市いじめ問題調査委員会」を設置し、必要がある場合に開催する。当該委員会には、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性を確保するよう努める。

２　いじめ防止等のための施策

本市は、各学校の教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの健全な成長を図り、いじめを許さず安心して通える学校づくりが行われるよう指導および必要な支援を行う。また、福祉、医療、警察等の関係機関と一体となって、いじめの防止、早期発見および対処のための施策を総合的に推進する。

⑴ いじめの防止

①教育環境の整備と「生きる力」を育成する

・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善やいじめ対策に関する研修等を行い、教職員の資質向上を図る。

・教育環境の整備充実、彦根市学力確認テストや全国学力・学習状況調査結果の分析による課題への取組と検証、読書活動の一層の推進を図る。

・市費負担の教職員を配置し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育や、子どもの主体的な学びを、積極的に推進することにより、児童生徒の学習意欲や自己肯定感を高め、いじめの防止を図る。

②　SDGsの達成に向けた社会に開かれた学校づくりを推進する

・未来を見据えた持続可能な社会の構築のため、人権問題や環境問題、エネルギー問題など、多くの課題の解決をめざしつつ、身体を鍛え、人間性を高め、学力をはじめとする知的能力を磨き合い、真にたくましい人材を育成する。

・歴史・文化を生かした郷土教育や国際理解教育を進め、つながりを尊重し、国際社会を生き抜くグローバルな人材を育成する。

③人権教育および道徳教育の充実を図る

・シチズンシップ教育を推進し、児童生徒の自治的活動の活性化を図り、児童生徒に「一人ひとりの違いを排除するのではなく、違いを認め、受け入れ、生かし合ういじめや差別のない学校および社会」の構成員としての資質を養う。

・児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動や、校内外でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等による、児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を実践する。

・道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修を行う。

・教職員に常に最新の人権教育の情報を提供し、人権意識の高揚のための研修を行う。

④子どもの感性（こころ）を育む教育の充実を図る

・子どもの発達に即した集団活動（体験活動や宿泊を伴う行事）を通して、自他のいのちを尊重する心情を培う。

・多様な人間関係づくりの取組（縦割り活動や異年齢活動、職場体験など）を通して人を思いやるこころ、自己実現の力を養う。

・特別活動の活性化を図り、喜怒哀楽の体験を通して、他者と協力する態度やコミュニケーション能力を養う。
・音楽や舞台芸術鑑賞等、本物に触れるなど、こころに響く教育環境を整え豊かなこころを育む。

⑤社会参加の促進やリーダー養成をする
・「中学生地域貢献プロジェクト」やキャリア教育等を通して社会参加を促進する。
・彦根市ＰＴＡ連絡協議会や彦根市子ども会指導者連合会が主催する地域行事に積極的に参加したり、「彦根市中学校生徒会交流会」を通してリーダーを養成したりすることにより、いじめのない社会の担い手の育成につなげる。

⑥子どもの居場所づくりを進め、いじめを許さない学校づくりに努める
・自治活動の活性化を通して、子どもたちの絆を深め、学級・学校が安全・安心な場所となるように努める。
・発達障害や多様な性のあり方など、さまざまな背景やニーズをもつ子どもや、外国にルーツをもつ子ども、家庭での養育に困難を抱える子どもに対する居場所づくりを進める。
・保護者等の就労その他の事情により昼間保護者のいない家庭の児童に対して、遊びと学びの場を提供するために放課後児童クラブを設置し、子どもたちの居場所づくりに努める。
・家庭や学校生活において悩みや不安等がある子どもに対して適切な支援をするため、訪問教育相談員を学校へ派遣する。

⑦インターネット上のいじめの現状や危険性についての理解と啓発に努める
・情報教育の一環として、インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の正しい利用と情報活用について理解を深めることに努める。

⑵ いじめの早期発見および対処

①いじめ等問題行動の対策を推進するために学校支援・人権・いじめ対策課を設置する
・随時、学校訪問を行い、いじめ等問題行動の未然防止、早期発見および適切な対応について指導助言するとともに、いじめ問題に迅速に対応する。
・「いじめ・不登校相談ほっとライン（電話）」を開設し、いじめや不登校に関する相談を受ける。また、「いじめ相談ほっとライン（メール）」を開設し、いじめの早期発見に努める。電話やメールで得た情報は、学校等と連携しながら、その解決を図る。さらに、他の機関等において電話やメール等、いじめの通報・相談を受け付けた場合にも、連携して解決を図る。
・専門家や関係者（機関）による対策会議やケース会議を継続して開催し、いじめ等の課題解決や課題を抱える児童生徒の自立支援を行う。

・いじめ等の重大事案が発生した際には、弁護士や臨床心理士、専門員等を派遣して緊急対応を行い、解決に向けて学校支援を行う。

②学校におけるいじめの防止等の取組の点検および充実を図る

・定期的に学校訪問を行い、いじめの防止等の取組状況を点検し、指導・助言する。

・定期的に開催する生徒指導連絡協議会において、各校の取組状況を検証し、校種間や学校間の連携を図るとともに、いじめ等問題行動に対する適切な対応や校内体制の充実に向けて指導・助言する。

・学校において、児童生徒および保護者を対象にしたアンケート調査を学期に１回以上実施するように図る。

③保護者や地域との連携および啓発活動を行う

・より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるような連携・協働の体制づくりが必要である。そのため、ＰＴＡや地域の関係機関との連携を図りながら必要な体制の整備をするとともに、いじめの防止等の対策や法の周知に係る広報啓発を行う。

・いじめ等の実態調査をもとに「彦根市いじめ問題対策連絡協議会」の評価・意見を踏まえ、地域や保護者への啓発活動を行う。

Ⅲ　いじめ防止等のために学校が実施する施策

１　学校いじめ防止基本方針の策定（法第１３条関係）

学校は、国の基本方針、県・市の基本方針を参考にし、学校の実情に応じて、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。

２　いじめの防止等の対策のための組織（法第２２条関係）

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、かつ組織的に対応するため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

（１）組織名「いじめ対策会議」

◇いじめの相談・通報の窓口としての役割

◇いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施す

るための中核としての役割

◇いじめの疑いに係る情報があった時に緊急的に開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取を行う役割

◇定例または問題が発生した場合などに招集し、事案によって、当該校に関係するスクールカウンセラー（ＳＣ）およびスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）も出席して開催する。

（２）組織名「いじめ対策連絡協議会」

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

◇教職員だけではなく心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成され、年間２～３回定例で開催する。

などである。

組織を構成する教職員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

３　学校におけるいじめの防止等に関する措置

市および学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

⑴ いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

⑵ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積

極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。その場合、インターネット上のいじめについても、遭遇していないかを確かめる聴き取りや相談を適時行うように努める。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに法第２２条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において適切に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、心理・福祉等の専門家の助言、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の２つの要件が満たされるところまで対処していく。

１．いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安とする）継続していること。

２．いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

Ⅳ　重大事態への対処（法第２８条関係）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月文部科学省）」に沿って適切な対応を行う。

１　重大事態の意味

法第２８条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合である。

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・精神性の疾患を発症した場合
・金品等に重大な被害を被った場合

第２号の「相当の期間」については、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行うこととする。

２　重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

３　調査の趣旨および調査主体について

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市が主体となって行う場合がある。学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者として調査主体を適切に判断する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項に基づき、市は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

４　調査を行うための組織

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織は、当該調査の公平性・中立性を確保するため、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。

市が調査の主体となる場合の組織は、「彦根市いじめ問題調査委員会」とする。

学校が調査の主体となる場合の組織は、法第２２条の規定に基づき学校に必ず置かれている「いじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成された「いじめ調査委員会」とする。

５　事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、法第２８条の調査を実りあるものにするためには、学校は事実にしっかりと向き合い、いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重

んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等の支援を行う。

これらの調査を学校が主体となって行う場合には、事案の重大性を踏まえ、積極的に教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応する必要がある。

(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

○背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う

○在校生およびその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する

○詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である

○調査を行う組織については、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めるために、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識および経験を有する者の援助を求める

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払い、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある

(3) その他留意事項

出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。その場合学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

６　調査結果の提供および報告

(1) いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、市または学校は、他の児童生徒のプライバシー保

護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明を行うことが必要である。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

Ⅴ　その他

１　施策の点検評価、基本方針の見直し

(1) 点検評価

教育委員会および学校は、いじめ防止等の施策をより効果的に推進するため、ＰＤＣＡサイクルに基づき、年度ごとに実施状況を点検評価し、成果や課題を次年度以降の施策に反映させるように努める。

(2) 基本方針の見直し

この基本方針は、施策の点検評価の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。また、国や県の基本方針および市の教育行政方針の見直しがあった場合は、それに基づいて見直しを行う。

２　その他

本市は、市立小中学校における「学校いじめ防止基本方針」について、それぞれの策定・実施状況を確認し、必要に応じて指導助言を行うとともに、各校の策定状況を公表する。

平成２８年２月１日　一部改訂
平成３０年３月１日　一部改訂
令和　２年４月１日　一部改訂
令和　４年４月１日　一部改訂
令和　７年４月１日　一部改訂